

# 相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会をされる方へ

## 1 管轄

・被相続人（亡くなった方）の最後の住所により照会する裁判所が異なります。

### 松山家庭裁判所

- ・松山市
- ・伊予市
- ・東温市
- ・上浮穴郡
- ・伊予郡
- ・喜多郡内子町小田

〒790-0006

松山市南堀端町2-1  
松山家庭裁判所  
相続放棄有無照会担当  
TEL（直通）089-942-0079

### 大洲支部

- ・大洲市
- ・喜多郡内子町（小田を除く）
- ・八幡浜市
- ・西予市三瓶
- ・西宇和郡

〒795-0012

大洲市大洲8-4-5  
松山家庭裁判所大洲支部  
家事係  
TEL（代表）0893-24-2038

### 今治支部

- ・今治市  
（宮窪町四阪島を除く）
- ・越智郡

〒794-8508

今治市常盤町4-5-3  
松山家庭裁判所今治支部  
家事係  
TEL（代表）0898-23-0010

### 西条支部

- ・西条市
- ・新居浜市
- ・今治市宮窪町四阪島
- ・四国中央市

〒793-0023

西条市明屋敷1-6-5  
松山家庭裁判所西条支部  
家事係  
TEL（直通）0897-56-0650

### 宇和島支部

- ・宇和島市
- ・西予市（三瓶を除く）
- ・北宇和郡

〒798-0033

宇和島市鶴島町8-1-6  
松山家庭裁判所宇和島支部  
家事係  
TEL（代表）0895-22-4466

### 愛南出張所

- ・南宇和郡

〒798-4131

南宇和郡愛南町城辺甲3827  
松山家庭裁判所愛南出張所  
TEL（代表）0895-72-0044

## 2 提出書類

### 相続人用

- (1) 照会書（必要事項を記入し、照会者の印（認め印）を押印してください。）
- (2) 被相続人等目録
- (3) 被相続人の住民票の除票（本籍地が表示されているもの）のコピー  
または被相続人の死亡戸籍謄本及び戸籍附票のセットのコピー
- (4) 被相続人と照会者との関係がわかる戸籍謄本のコピー
- (5) 照会者の身分証明書（運転免許証、健康保険証等）のコピー
- (6) 委任状（弁護士に委任する場合のみ）
- (7) 返信用の封筒と切手（回答書の郵送を希望する場合のみ）

### 利害関係人用

- (1) 照会書（必要事項を記入してください。）  
[個人の場合] 照会者の認め印を押印してください。  
[法人の場合] 照会者は代表者になりますので、代表者の職印を押印してください。なお、支配人登記された支配人からの照会も可能です。
- (2) 被相続人等目録
- (3) 被相続人の住民票の除票（本籍地が表示されているもの）のコピー  
または被相続人の死亡戸籍謄本及び戸籍附票のセットのコピー
- (4) 照会者の資格を証明する書類  
[個人の場合] 照会者の身分証明書（運転免許証、健康保険証等）のコピー  
[法人の場合] 商業登記簿謄本または資格証明書のコピー（発行から3か月以内）
- (5) 利害関係疎明資料のコピー  
（契約の存在・原契約とのつながりを疎明する資料等）
- (6) 委任状（弁護士に委任する場合のみ）
- (7) 返信用の封筒と切手（回答書の郵送を希望する場合のみ）

## 3 手数料，回答までに要する期間

- ・ 手数料は無料です。
- ・ 本照会につきましては、照会書受付後、回答まで約1週間程度かかります。
- ・ 疎明資料が不足している場合は、電話等で追完をお願いすることがあります。

## 4 調査期間

- ・ 被相続人の死亡日が平成18年以降の場合、現在までの申述の有無を調査します。
- ・ 被相続人の死亡日が平成17年以前の場合、第1順位者については被相続人の死亡した日から、後順位者については先順位者の放棄の受理がされた日からそれぞれ3か月間が調査対象期間となり、それ以上の期間の照会には応じられません。

※ 受理証明書（相続放棄等の申述が受理されている旨の証明書）の申請には、相続人1人につき150円分の収入印紙が必要です。詳しくは、照会先裁判所の家事係までお問い合わせください。